

会員の皆様方へ

緩和ケア診療加算及び外来緩和ケア管理料の施設基準における
精神症状の緩和を担当する医師に関する件のご報告

平成 30 年 4 月 1 日

日本心身医学会サイコオンコロジー委員会 委員長小山敦子

日本心身医学会サイコオンコロジー委員会では緩和医療における心療内科医の臨床活動を保険診療で認めていただけるように歴代委員長、委員、関連の日本サイコオンコロジー学会、日本緩和医療学会の心療内科関係理事を通じて関係各所、当局に掲題の件について提案してまいりました。

平成 30 年診療報酬改定における疑義照会通知において、別添資料のごとく、緩和ケア診療加算及び外来緩和ケア管理料の施設基準における精神症状の緩和を担当する医師について「精神科医でなければならない」から「心療内科医で差支えない」との通知が平成 30 年 3 月 30 日に厚生労働省保険局医療課が発出されましたのでご報告いたします。

緩和医療における心療内科医のこれまでの活動が国に認められたことと同時に、今まで以上に社会的に責任ある良質な診療を期待されており、学会員の知識、技術の普及や研修についても引き続き関連学会とも協力して尽力してまいりたいと考えております。何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

ご協力いただいたサイコオンコロジー委員会委員（敬称略）

初代委員長 中井吉英、第 2 代委員長 福永幹彦、第 3 代委員長 小山敦子

副委員長 所 昭宏

委員 吉内一浩、大島彰、嶋本正弥、山田祐、四宮敏章

事 務 連 絡

平成 30 年 3 月 30 日

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 1）

【緩和ケア診療加算、外来緩和ケア管理料】

問 82 緩和ケア診療加算及び外来緩和ケア管理料の施設基準における「精神症状の緩和を担当する医師」は、心療内科医であってもよいか。

（答）差し支えない。